

計画作成年度	令和7年度
計画主体	富山県立山町

立山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 立山町農林課
所在地 富山県中新川郡立山町前沢2440番地
TEL 076-462-9974
FAX 076-463-6611

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン、ツキノワグマ、カモシカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	富山県立山町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度～令和7年度の平均値）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稲	176千円、 16a
	野菜	0千円、 0a
	小計	176千円、 16a
イノシシ	水稲	1,432千円、 157.9a
	飼料作物	0千円、 0a
	小計	1,432千円、 157.9a
ニホンジカ	野菜	0千円、 0a
	樹木	0千円、 0a
	小計	0千円、 0a
カラス	野菜	0千円、 0a
	小計	0千円、 0a
ハクビシン	野菜	0千円、 0a
	いも類	0千円、 0a
	小計	0千円、 0a
ニホンカモシカ	野菜	0千円、 0a
	小計	0千円、 0a

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

里山地域や平野部近郊に頻繁に出没し、野菜類や果樹を中心に農作物への食害が発生しており、主に家庭菜園への被害が報告されている。また、高齢化などから追い払い活動が行えない地域もあり、人がいても逃げないなど、人に対する警戒心が薄くなっている。

②イノシシ

中山間地域を中心に、水稻の収穫時期に踏付け（ヌタバ）被害が発生しているほか、掘り返しによる畦畔・法面の破壊や土砂で農業用水路が埋まるなどの農業施設への被害も多発している。また、イノシシは繁殖力があり、個体数の増加に伴って出没範囲が平野部近郊まで拡大してきており、さらなる被害の拡大が懸念される。

③ニホンジカ

中山間地域においてニホンジカを目撃情報が増加している。現在のところ農林業被害額は報告されていないが、生息する個体数が増加した場合、農作物への食害のほか、森林内での樹木の剥皮等の被害発生が懸念される。

④カラス

立山町内全域において、農作物全般への被害が発生しており、主に家庭菜園への被害が報告されている。

⑤ハクビシン

市街地・平坦地・里山地域・中山間地域を問わず、野菜類全般・果樹等への食害が発生しており、主に家庭菜園への被害が報告されている。また、住宅の屋根裏や納屋等をすみかとして、糞尿等による苦情も発生している。

⑥ツキノワグマ

令和7年度にはツキノワグマによる人身被害が発生し、町民の脅威となっている。特に山間地でのドングリ等の着果状況が悪い場合には、食べ物を求めて人里へ降りてくる危険が高く、近年では中山間地域だけでなく、里山地域や平坦地への出没も多発しており、河川敷や雑木林、空き家などを隠れ場所として、行動範囲の拡大が懸念される。

⑦ニホンカモシカ

中山間地域を中心に目撃情報が出ている。ニホンカモシカは特別天然記念物に指定されており、捕獲等の対応はとれないことから、生息状況及び被害状況の把握に努めながら、対応を考える必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度～令和7年度の平均値)		目標値(令和10年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	176千円	16a	0千円	0a
イノシシ	1,432千円	158a	1,300千円	143a
ニホンジカ	0千円	0a	0千円	0a
カラス	0千円	0a	0千円	0a
ハクビシン	0千円	0a	0千円	0a
ツキノワグマ	人身被害 2 件		人身被害 0 件	
ニホンカモシカ	0千円	0a	0千円	0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲体制の整備 立山町猟友会からの推薦をもとに、町にて立山町鳥獣被害対策実施隊員を任命し、主に銃器・捕獲檻による捕獲を実施している。 ・ 令和7年度の捕獲実績 (令和8年1月末時点) イノシシ 103頭 ニホンジカ 2頭 ニホンザル 25頭 カラス 6羽 ツキノワグマ 58頭 ・ 捕獲鳥獣の処理方法 焼却処分、資源利用、移動放獣 ・ 広域捕獲連携 令和3年度にツキノワグマの捕獲に対し、近隣町村と捕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立山町鳥獣被害対策実施隊員の高齢化に伴う担い手の不足が懸念されるため、地域においてもわな免許取得者を増やし、捕獲体制を強化していくことが必要である。 ・ 対象鳥獣は、市町村の境界を越えて被害を及ぼしているものと予想されるので、周辺の市町村と連携した対策が必要である。

	従来講じてきた被害防止対策	課題
	獲協力の協定を締結	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町から防護柵資材費の補助（1/2補助、上限8万円） ・ 町、協議会、地域住民の連携による侵入防止柵の整備 ・ 町から爆竹やロケット花火を集落に配布し、地域主体の追い払い活動を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の高齢化に伴い、電気柵の設置及び撤去や、こまめな草刈りなどの管理作業が困難な状況にある。 ・ 恒久柵を設置した場合も、掘り返し等により侵入されることがあるので、点検管理を怠らないことが必要である。 ・ 侵入防止柵の整備に伴い、その近隣へ被害が移動する恐れがあることから、地域全体での対策を取りまとめ、一体的に取り組むことが必要である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝帯の設置 森林環境譲与税を活用して、里山整備を行い、緩衝帯を設置するとともに、地域において維持管理していく重要性について普及啓発を行う。 ・ 広報媒体を用いて、放任果樹の除去を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな集落や高齢化が進む集落では、草刈り等が大きな負担になっている。

(5) 今後の取組方針

立山町における令和5年度～令和7年度の鳥獣による被害金額の平均値は1,608千円、被害面積は174aとなっており、主な被害はイノシシによるものである。

鳥獣被害防止計画に定める被害の軽減目標として、イノシシについては、被害金額の目標値(令和10年度)を1,300千円(10%減)、被害面積の目標値を142a(10%減)とする。一方、ニホンザルについては、被害は小さいものの毎年発生しているため、被害金額・面積ともに目標値を0とする。また、その他の獣種についても同様に目標値を0とする。

ツキノワグマについては、令和7年度に人里への出没が多発し、人身被害が2件発生していることから、目標年度内における人身被害件数0件を目指す。

ニホンカモシカについては、被害状況及び生息状況の確認を進めるとともに、被害を発生させている個体がある場合にはこれを特定し、文部科学省への天然記念物現状変更申請を行うなどの対応を検討する。

農林業に対する意欲低下や耕作放棄、山林の荒廃を招かないよう、鳥獣被害防止対策を実施し、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めていく。

<取組方針>

- ①鳥獣被害防止総合対策事業を活用しながら被害防止の環境づくりを進めるとともに、捕獲の推進により個体数の管理に努める。
- ②地域が主体となって被害対策を行うため、懇談会や研修会等を通じて被害状況や生息情報の共有化を図る。また、生息環境管理の必要性について住民の理解を促し、意識改革を行っていく。
- ③住民の意識改革による被害防止体制の確立に向け取り組む。
- ④有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

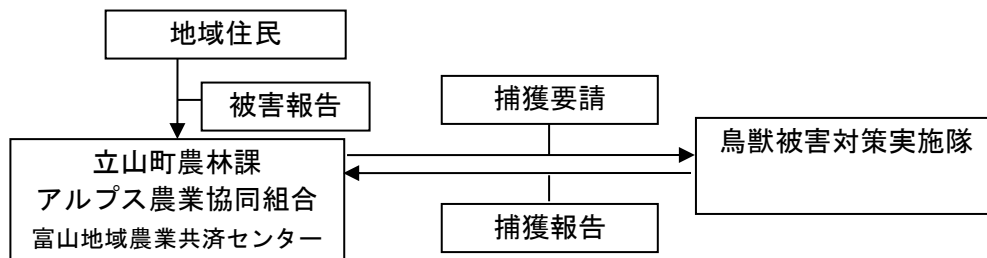
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

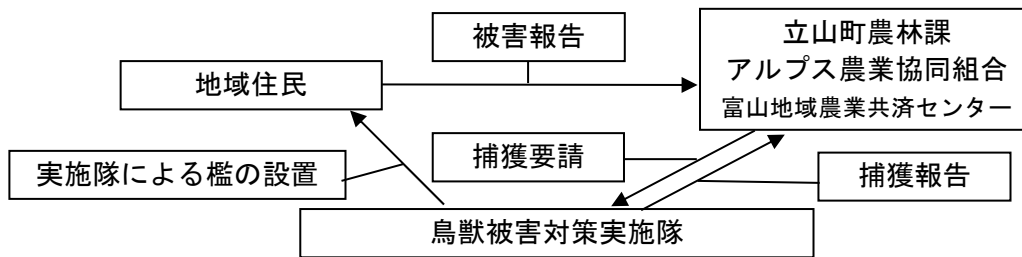
立山町鳥獣被害対策実施隊

立山町猟友会の推薦をもとに、立山町にて立山町鳥獣被害対策実施隊員を任命する。被害防止の必要性や住民からの被害報告等により捕獲を行う。

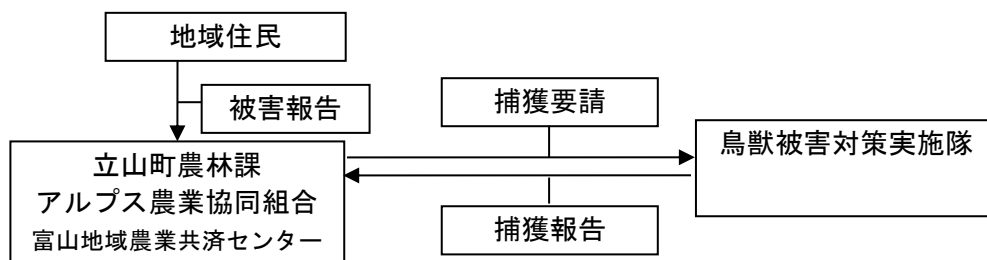
① ニホンザルの捕獲体制図



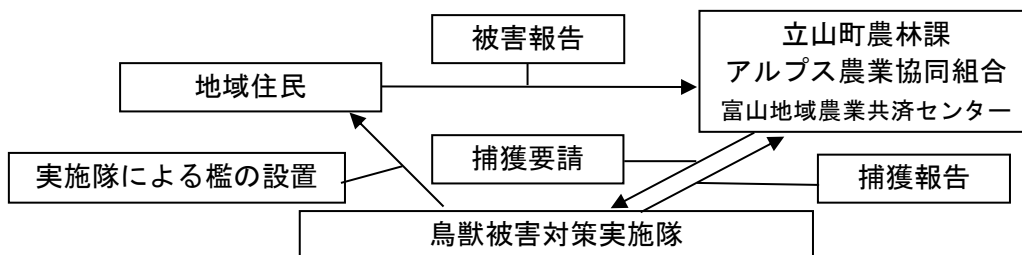
② イノシシの捕獲体制図



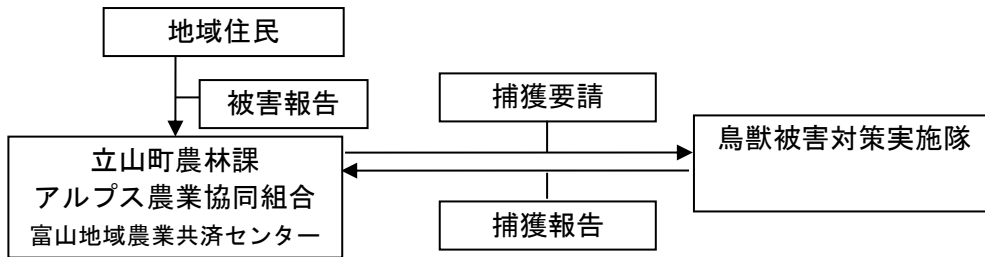
③ ニホンジカの捕獲体制図



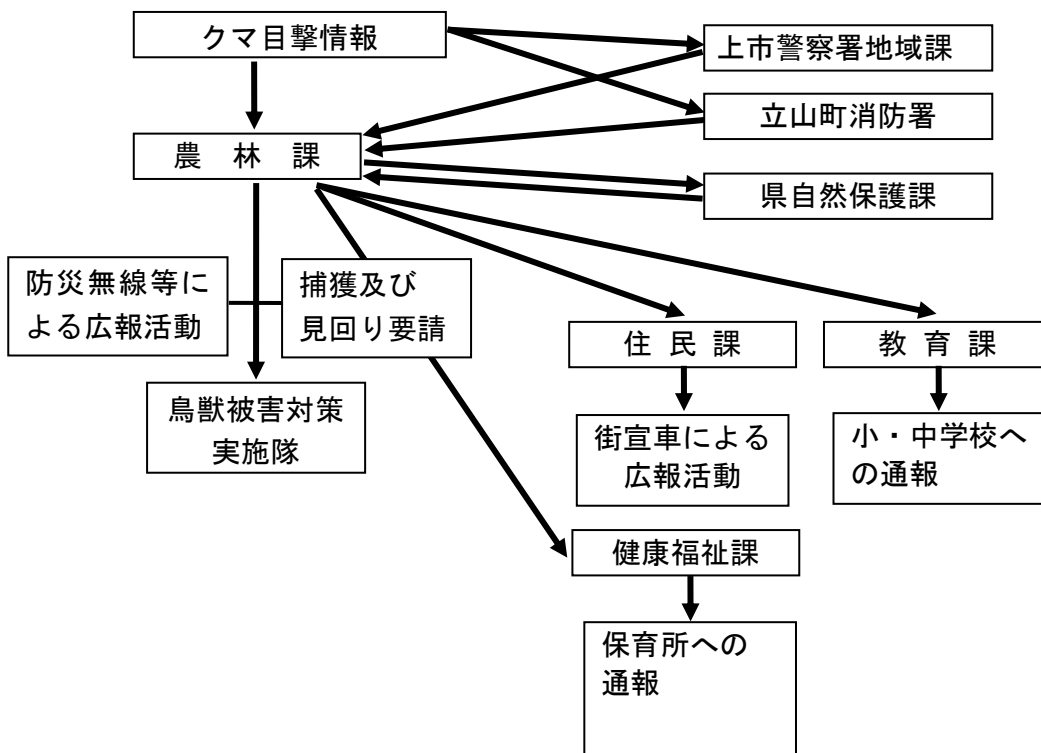
④ カラスの捕獲体制図



⑤ハクビシンの捕獲体制図



⑥ツキノワグマの捕獲体制図



※実施隊：被害を防止または発生した場合に、わな又は銃猟（ハーフライフル銃を含む銃器）により捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ カラス ハクビシン ツキノワグマ	・ 地元住民の狩猟免許取得の推進 ・ 捕獲檻等捕獲機材の導入
令和9年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ カラス ハクビシン ツキノワグマ	・ 地元住民の狩猟免許取得の推進 ・ 捕獲檻等捕獲機材の導入
令和10年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ カラス ハクビシン ツキノワグマ	・ 地元住民の狩猟免許取得の推進 ・ 捕獲檻等捕獲機材の導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方														
<p>① ニホンザル</p> <p>富山県ニホンザル管理計画では、地域個体群を安定的に維持しつつ、農林作物被害等を軽減し、人とサルとの共生を図ることとしているため、令和7年度以降も管理計画に基づいて継続して捕獲に取り組むこととする。</p> <p>町内の中山間地域のうち、加害群の行動圏など、被害が発生する恐れのある地域で移動用捕獲檻を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲実績</td> <td>22頭</td> <td>11頭</td> <td>23頭</td> <td>25頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(捕獲頭数は令和8年1月末時点)</p>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	捕獲実績	22頭	11頭	23頭	25頭
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度										
捕獲実績	22頭	11頭	23頭	25頭										
<p>② イノシシ</p> <p>富山県イノシシ管理計画に基づいて個体数調整を進めるとともに、捕獲計画数を年間250頭とし、被害減少を目指す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲実績</td> <td>199頭</td> <td>127頭</td> <td>164頭</td> <td>103頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(捕獲頭数は令和8年1月末時点)</p>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	捕獲実績	199頭	127頭	164頭	103頭
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度										
捕獲実績	199頭	127頭	164頭	103頭										

③ ニホンジカ

富山県ニホンジカ管理計画に基づいて個体数調整を進めるとともに、捕獲計画数を年間40頭とし、被害の発生を防ぐ。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
捕獲実績	14頭	7頭	14頭	2頭

(捕獲頭数は令和8年1月末時点)

④ カラス

立山町では銃器によるカラスの捕獲を田植え時期前後に実施してきた。銃器による捕獲が困難な箇所については捕獲檻を設置する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
捕獲実績	62羽	82羽	11羽	6羽

(捕獲頭数は令和8年1月末時点)

⑤ ハクビシン

市街地・平坦地・里山地域・中山間地域を問わず、家庭菜園等への被害が発生している。家屋の屋根裏や納屋を棲家とする被害も増加していることから、檻による捕獲を行っていく。(捕獲実績不明)

⑤ ツキノワグマ

富山県ツキノワグマ管理計画では、被害を効果的に防止するとともにクマの地域個体群を安定的に維持する観点から、必要最小限の範囲で捕獲を行うこととしているため、立山町でもこれに準じた個体群管理を行う。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
捕獲実績	0頭	4頭	1頭	58頭

(捕獲頭数は令和8年1月末時点)

対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
ニホンザル	※1	※1	※1	※1 富山県ニホンザル管理計画による
イノシシ	250	250	250	富山県イノシシ管理計画に準ずる
ニホンジカ	40	40	40	富山県ニホンジカ管理計画に準ずる
ハクビシン	10	10	10	
カラス	10	10	10	
ツキノワグマ	※2	※2	※2	※2 目撃・痕跡情報及び富山県ツキノワグマ管理計画による

捕 獲 等 の 取 組 内 容

- ① ニホンザル
中山間地域に移動用捕獲檻を設置するとともに、ICT等新技术を用いて効率的な捕獲を進める。
- ② イノシシ
中山間地域に移動用捕獲檻を設置する。既存檻に加え、一部の檻にはICT等新技术を用いて効率的な捕獲を進める。
- ③ ニホンジカ
中山間地域に移動用捕獲檻を設置する。
- ④ カラス
銃器による一斉捕獲を行うとともに、ねぐらとなっている箇所等に移動用捕獲檻を設置する。
- ⑤ ハクビシン
被害の発生に応じて移動用捕獲檻を適切に設置する。
- ⑥ ツキノワグマ
集落付近や人間活動のあるエリアで目撃・痕跡情報があった場合、人身被害防止の観点から移動用捕獲檻を適切に設置する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が出没した場合に、散弾銃では半矢となる可能性がある場合や、散弾銃では射程距離が届かない場合に、ハーフライフル銃を使用する必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ	電気柵(2段) +金網フェンス柵 1,000m	電気柵(2段) +金網フェンス柵 1,000m	電気柵(2段) +金網フェンス柵 1,000m
ニホンジカ	被害状況を注視しながら、必要に応じて対策を行う。	被害状況を注視しながら、必要に応じて対策を行う。	被害状況を注視しながら、必要に応じて対策を行う。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵適正管理のための普及啓発 ・花火等による追い払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵適正管理のための普及啓発 ・花火等による追い払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵適正管理のための普及啓発 ・花火等による追い払い活動

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ カラス ハクビシン ツキノワグマ ニホンカモシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみや農作物収穫残さ等の適正な管理 ・被害状況及び生息域情報の集約と共有化 ・下草刈りの推進による緩衝帯の整備 ・放任果樹の除去推進 ・被害状況や生息域情報の共有化 ・鳥獣の生息状況調査 ・県富山農林振興センターとの連携による侵入防止対策の検討
令和9年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ カラス ハクビシン ツキノワグマ ニホンカモシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみや農作物収穫残さ等の適正な管理 ・被害状況及び生息域情報の集約と共有化 ・下草刈りの推進による緩衝帯の整備 ・放任果樹の除去推進 ・被害状況や生息域情報の共有化 ・鳥獣の生息状況調査 ・県富山農林振興センターとの連携による侵入防止対策の検討

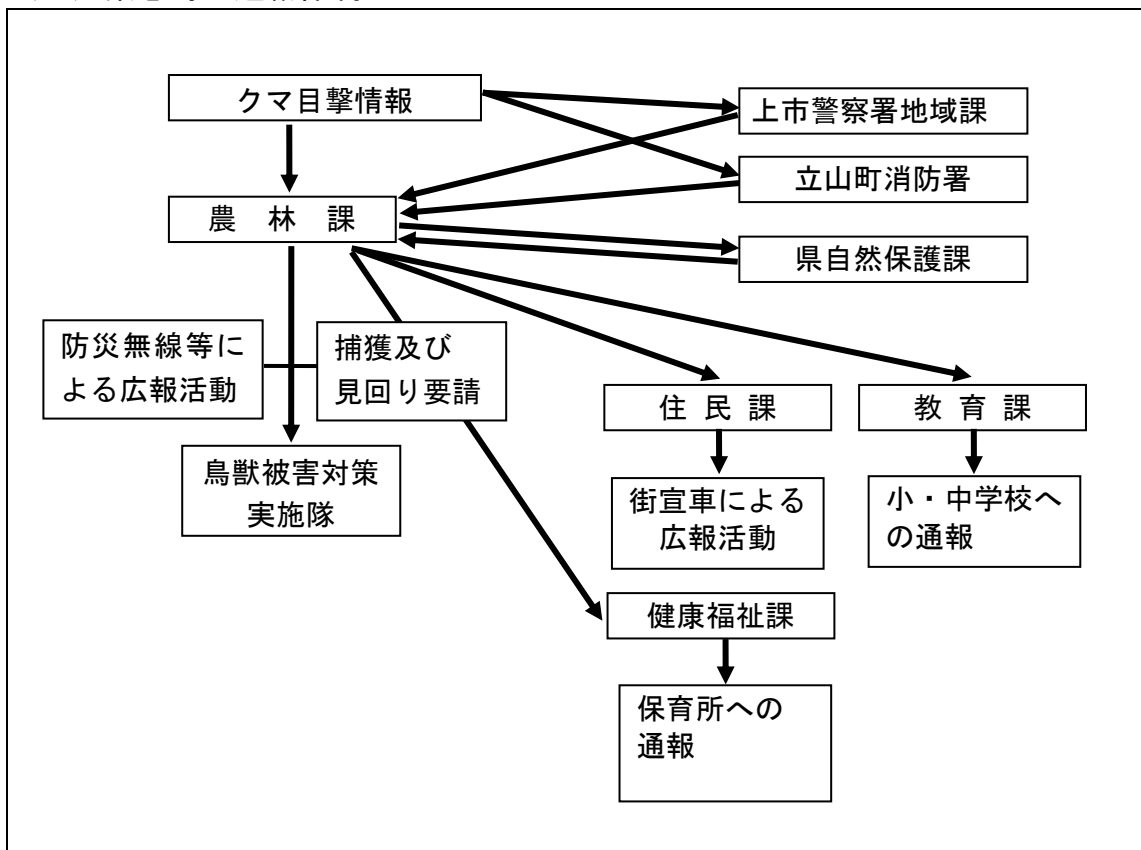
令和10年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ カラス ハクビシン ツキノワグマ ニホンカモシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみや農作物収穫残さ等の適正な管理 ・ 被害状況及び生息域情報の集約と共有化 ・ 下草刈りの推進による緩衝帯の整備 ・ 放任果樹の除去推進 ・ 被害状況や生息域情報の共有化 ・ 鳥獣の生息状況調査 ・ 県富山農林振興センターとの連携による侵入防止対策の検討
--------	---	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上市警察署	緊急時の協力、猟銃使用に係る指示、広報協力
県自然保護課	緊急捕獲等の許可、関係機関への情報提供
立山町鳥獣被害対策実施隊	加害鳥獣の捕獲
立山町消防署	緊急時の協力
立山町	関係機関との連絡調整、被害状況分析、住民への広報、避難指示、誘導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、「8.」に記載した資源としての利用のほか、資源利用に適さない鳥獣や適切な処理ができなかったもの（処理に時間がかかった等）については、富山地区広域圏事務組合が整備した有害鳥獣焼却施設において焼却又は各種法令等に従い適切に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>町内に民間の処理加工施設があることから、シカ肉に加えて、イノシシ肉についても豚熱感染確認区域におけるジビエ利用時のサーベイランス実施要領を遵守しながら、ジビエ利用の推進に取り組む。</p> <p>＜町内の処理加工施設における現状と目標＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>36頭</td> <td>40頭</td> <td>40頭</td> <td>40頭</td> </tr> <tr> <td>シカ</td> <td>4頭</td> <td>10頭</td> <td>10頭</td> <td>10頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年度は、令和8年1月末時点の頭数</p>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	イノシシ	36頭	40頭	40頭	40頭	シカ	4頭	10頭	10頭	10頭
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度												
イノシシ	36頭	40頭	40頭	40頭												
シカ	4頭	10頭	10頭	10頭												
ペットフード	資源利用の可能性について、今後検討していく。															
皮革	同上															
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上															

(2) 処理加工施設の取組

町内に民間の処理加工施設が1件あるため、現時点において整備予定なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

関係者に対し衛生管理のガイドラインに沿った処理を行うように周知し、安全・安心な供給となるように努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	立山町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割分担
立山町区長会長	住民の意見聴取、住民への注意喚起
東谷地区生産組合長	地区農業者の意見聴取、 地区の被害防止体制づくりの推進
立山地区生産組合長	地区農業者の意見聴取、 地区の被害防止体制づくりの推進
上段地区生産組合長	地区農業者の意見聴取、 地区の被害防止体制づくりの推進
立山町農業委員会	農業者の意見聴取、農業者への注意喚起
富山地区広域圏事務組合	有害鳥獣焼却施設の整備及び施設運営
アルプス農業協同組合	農業者への被害防止対策の指導
富山地域農業共済センター	被害額や被害面積等の把握
立山山麓森林組合	被害防止に係る山林環境整備に関する指導
富山農林振興センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供
立山町猟友会	実施隊員の推薦、鳥獣の生息情報等の提供
富山県鳥獣保護管理協力員	鳥獣の生息情報に関する指導
立山町鳥獣被害対策実施隊	捕獲指導及び捕獲の実施
ジビエスタ立山株式会社	野生鳥獣肉の処理加工、ジビエ利用の普及啓発
立山町消防署	緊急時の協力
立山町農林課	協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供
富山県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供
富山県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携
上市警察署	緊急時の協力、猟銃使用に係る指示、広報協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成25年3月19日に立山町鳥獣被害対策実施隊を設置。</p> <p>鳥獣被害に関する情報把握や相談指導、被害防止対策に関する技術指導及び普及啓発を行うとともに、地域に応じた捕獲活動に取り組む。</p> <p>[実施隊が行う被害防止施策]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 捕獲活動・ 追い払い活動・ 生息調査および被害調査・ 技術指導・ 広報および啓発 <p>[実施隊の規模及び構成]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実施隊の定数は30人以内（令和7年度は25名を任命）・ 隊長1名、副隊長2名を置く
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>中山間地域を中心に高齢化が進んでおり、高齢化率の高い地域では鳥獣被害防止に関する取組が困難な場合があることから、近隣地域住民や地区出身者、ボランティア等の協力を得るなどして対策を行う。</p> <p>加えて、国や県等が実施する研修会への参加や先進事例調査等を通じて、地域住民の意識と対策技術の向上を図るとともに、地域の被害対策を牽引する人材の育成を進める。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

立山町鳥獣害対策協議会、地域住民及び農林業者等が連携し、共同で情報交換会や現地研修会等を実施する。